

# 死亡保険金受取人の法的地位

——対価関係の解釈と受益しない旨の意思表示について——

木 下 孝 治

## 問題の所在

生命保険契約における保険金受取人の法的地位についての議論は絶えることがない。近年も、新たな問題提起を含む研究成果が公表されたことで新たな議論が展開されている<sup>1)</sup>。殊に、第三者のためにする生命保険契約における保険契約者と保険金受取人の間の対価関係をめぐっては、保険金受取人の固有権と対価関係の解釈論上の関係を問い直し、保険法の関係条文の解釈論を対価関係という視座から検証する試みが大きく打ち出された。そこでは、保険金受取人が当然に保険契約の利益を享受する旨を定めた保険法42条の存在を重視して、保険事故の発生により保険金受取人が誰であるかが、受取人変更の条件付きで同条の適用により常時決定されており、保険事故発生時に確定的に決定される受取人が、その時点で保険給付請求権を確定的に取得することについては、揺るぎのない前提とされているように見受けられる。

また、この議論の主な対象として取り上げられる対価関係についても、保険金受取人兼被保険者が行う生前贈与または遺贈であると把握することで、贈与に至る動機、契約目的の分析的把握をあえて排して、汎用性の高い一般論を展開することに主眼を置いてきた近年の支配的見解<sup>2)</sup>についても、多角

1) 令和4年度日本保険学会大会共通論題「生命保険契約における『対価関係』の意義」保険学雑誌661号1-123頁（2023年）。

2) 山下友信「保険金受取人の指定・変更」『現代の生命・傷害保険契約法』1頁（弘文堂、1999年）、藤田友敬「保険金受取人の法的地位（二）」法協109巻6号1042頁（1992年）。

的に問題意識を提起しつつも<sup>3)</sup>、検証の主な対象には据えられていないように見受けられる。

これらの解釈提案に接し、保険法42条の解釈についても、生命保険の利用目的を動機の世界に留めて理解をする対価関係についても、そこで前提とされているのとは異なる理解をする可能性が解釈論上残されており、新たな解釈提言に対して直接の応答を試みる前の準備作業として、そうした観点からの検証を加えることが有益ではないかと考えるに至った。そこで、本稿は、第三者のためにする死亡保険契約について、その対価関係が保険契約者によっていかなる意味を見出され、そうした契約者意思がどのような形で考慮されることになるのかについての序論的な考察を行い、また、保険金受取人が保険金請求権を取得する際の権利発生、消滅のメカニズムを保険法42条の解釈論を通じて解明し、死亡保険金受取人が受益をしない旨の意思表示をなすことができる時的限界と、受益しない旨が述べられる場合の法律関係について論じることを目的とする。

以上の視座から、本稿のねらいの第一は、第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者と保険金受取人の間に存するとされる対価関係について、贈与であるとの一般的な性格付けを少し先に進めて、多元的に理解することを提案するものである。既存債務の弁済や担保などを目的とせず、無償で行われるものと理解される、いわゆる従属的対価関係については、実質的な生前贈与であるとする見解<sup>4)</sup>と、実質的な遺贈であるとする見解<sup>5)</sup>が有力である。これに対して、本稿では、契約者側に積極的な贈与の意思が存することを前提とする実質的な贈与と理解することで満足せず、親族の全員または一部を保険金受取人と定める死亡保障付き生命保険契約については、将来における扶養関係、介護等の扶助への備えをするという契約目的が想定され得るものについては、扶養関係に基づく給付又は労務の対価に充当すると

3) 原弘明「生命保険契約における『対価関係』とは何か」保険学雑誌661号71-78頁 (2023年)。

4) 山下・前掲注 (2) 23頁。

5) 藤田・前掲注 (2) 1062、1063頁。

の計画が外形的に観察されることをもって対価関係を理解することを主張するものである。

本稿の第二のねらいは、保険法42条の法的性質を解明するにあたり、契約の性質上可能な限り、第三者のためにする契約についての民法の規律を保険契約に適用する方向での解釈論を示すことにある。後に改めて検討するように、保険法42条は、第三者のためにする生命保険契約には民法537条3項が適用されないことを定め、その結果として、受取人は受益の意思表示をしないままで保険給付の受給権が受取人の固有権として帰属するという法律状態が生じることを定めたに過ぎず、それ以上のことを定めていないものと理解する。第三者のためにする契約に関して改正民法537条以下に定められたそれ以外の規定は保険契約にも適用され得る。その結果、従来のも多数説とは異なり、保険金受取人は保険事故の発生後も、保険金請求権が時効により消滅するまでの間は、保険契約の利益を享受しない選択肢を検討することができるようになる。このように解する実質的な理由は、保険契約上の対価関係を欠くか、または対価関係が弱いことを受取人自身が自覚している場合、または、保険契約者兼被保険者の相続人の間で保険の利益を享受し得る者とそうでない者の不公平が人間関係に悪影響を及ぼすおそれがあるような場合に、法規定の解釈による解決に先立って、保険金受取人の意思に基づく解決の可能性を残す方が、制度設計上望ましいのではないかと考えるためである。もちろん、保険事故の発生後も保険金受取人が受益しない旨の意思表示を、遡及効をもってなすことができると解することにより、顕在化してこなかった新たな論点が生じ得る。本稿では、こうした問題についても現時点での考え方を提示したい。

## I 生命保険金受取人の決定方法

### 1 契約上の合意による保険金受取人の決定

保険法2条5号によれば、生命保険契約における保険金受取人は、保険給付を受ける者として生命保険契約で定めるものと定義されている。保険法の全体を通じて、生命保険契約における保険金受取人は、保険者と保険契約者の間の合意に基づき、生命保険契約の合意内容として決定されるものと整理された。生命保険契約の契約締結時に交付すべき書面、いわゆる保険証券の記載事項を定めた保険法40条1項4号が定めているように、保険金受取人が特定されているか、または特定の方法を確定的に定める必要がある<sup>6)</sup>。

保険法の制定までは、誰に保険金を受け取らせるかについては保険契約者の意思を尊重することが求められ、他方、保険者は、誰が保険金受取人となるかについてとくに利害関係を有しない、とも言われていた<sup>7)</sup>。この点については、保険法の制定過程で、保険者は申込を承諾するか否かの自由を有しており、特に、モラルリスクが懸念されるような場合には、申し出られた保険金受取人の定めのみでは申込を承諾しない実務であると指摘され、保険金受取人が誰であるかについて保険者にも一定の利害関係があることが立法の前提とされた。そして、保険金受取人の変更が一義的に決せられるように、受取人を変更する保険契約者の意思表示の相手方が保険者に限られる旨の保険法43条2項が規定された。

### 2 契約引受段階における受取人の審査実務と契約者の意識

他方、契約締結の実務を見ると、保険者が作成し使用する生命保険契約の

6) 嶋寺基「保険法の下での保険金受取人の地位」立命館法学405・406号301頁以下(2023年)。

7) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』277頁(有斐閣、1985年)、山下友信『保険法』496頁(有斐閣、2005年)。

申込書には、保険金受取人の記入欄が設けられており、これと併せて、受取人と契約者の続柄の記入が求められるのが通例である<sup>8)</sup>。そして、保険契約者の意向を確認しながら商品設計、提案を行う過程で受取人の氏名なども事前に聴取される場合には、事前に営業職員等が確認した保険金受取人の名前が申込書に先に印字され、当該欄は記入済みとして申込書が交付されるなどして、保険金受取人自身が署名しないのが通例である。保険金受取人の住所確認も本人確認も、通常は行われぬ。申込書に被保険者と保険金受取人との続柄を記入する欄を設けるなどして、モラルリスクがないかを保険会社がチェックする。モラルリスク有りと考えればその保険契約を引き受けないこととなるが、このようなチェックは、保険契約の成立時のみにしか行なわれていない<sup>9)</sup>。

今日の生命保険募集では、保険業法294条に基づく情報提供義務、同法294条の2に基づく顧客意向の把握義務の下で、見込み客は商品の概要を記した提案書、契約概要等の提供を受けながら、希望する保障内容を検討し、基本的な保障内容について理解した上で商品の購買に至ることになる。こうしたプロセスを経て購買される遺族保障商品については、漫然と、自己の死亡時に存在する財産を贈与することを計画するのではなく、将来にわたる保険料負担能力を勘案しながらも、現在の家族構成、将来の家族計画、収入予測などを踏まえて、いつの時期まで最大どの程度の保障額を用意するかを考えるであろう。少なくとも標準的な遺族保障商品が購買された場合には、余剰資金の貯蓄、事故の死亡時に存在する財産の分配を事前に決定するというよりも、家族を持った場合の生活保障、扶養を必要とする親族に対する生活資金の確保を目的として生命保険商品を調達すると考えることができる。

これらの事情が、生命保険契約における対価関係の評価にどのような影響を与えるかについては、後に検討する。

---

8) 成澤一憲「保険金受取人指定における『続柄』の意義」生経52巻6号82、83頁（1984年）。

9) 松澤登「保険法早わかりシリーズ第五回 入門、保険金受取人の指定・変更」ニッセイ基礎研究所 研究員の眼2019-6-10（2019年）([https://www.nli-research.co.jp/files/topics/61756\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/61756_ext_18_0.pdf?site=nli)。最終閲覧日：2023年9月29日)。

### 3 生命保険金受取人の特定可能性

前述のように、生命保険契約における保険金受取人を保険契約者と保険者との間の契約合意により決定することとされたのは、生命保険契約の定める保険事故が発生すれば、保険者は誰かに対しては保険金を支払わなければならない、その意味で、保険金受取人は常にいる<sup>10)</sup>、という考え方が基になっている。

保険金受取人が常にいる状態に近づけるため、保険法46条は、保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が直ちに保険金受取人となる旨を定めている。ただ、同条の適用により新たな受取人が定まった場合でも、受取人の変更権を契約上放棄していない保険契約者が、保険事故の発生前に新たな保険金受取人を定めて保険法43条2項に基づく通知をすれば、契約者により変更された保険金受取人のみが受取人となる。

### 4 保険金受取人に関する約款の定め

「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」において確認されている<sup>11)</sup>とおり、保険金受取人に係る契約の定めについては、契約申込書等に何も記載されなかった場合の保険金受取人の定め方が約款に規定してあれば、これに従って保険金受取人が定まる（最判昭和48年6月29日民集27巻6号737頁参照）。また、仮に保険契約者が契約申込書等に何も記載せず、かつ、約款においてその場合の規律が設けられていなかったときは、保険契約者の意思を解釈して保険金受取人を定めることになるが、特段の事情のない限り、保険契約者自身（死亡保険契約の被保険者でもある場合にはその相続人）を保険金受取人に指定したと解釈される<sup>12)</sup>。

---

10) 萩本修編著『一問一答保険法』177頁（商事法務、2009年）。

11) 法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下「中間試案補足説明」という。）76頁（2007年）（<https://public-comment.e-go.gov.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000031963>、最終閲覧日：2023年9月29日）。

12) 山下友信＝米山高生編『保険法解説』288頁〔山野嘉朗（有斐閣、2010年）及び山下・前掲

保険者が保険金の支払先を明確にすることを目的として、保険金受取人を約款規定により画一的に定めている例があるようで<sup>13)</sup>、その場合には、保険金受取人変更権が放棄されているかどうかの解釈問題が生じ得る。受取人変更権を放棄する特約、受取人となる者の範囲を制限するなどの特約の可能性を考慮して、保険法43条1項は任意規定であると解されている<sup>14)</sup>から、契約解釈の問題となり、当然のことながら、黙示的合意が存する可能性も認められる。団体保険を中心に、契約の性質と制度設計上の必要性と合理性が認められ保険金受取人の指定、変更権を排除することが相当と解される場合があること、ただ、そのような団体保険の約款では、多くの場合必要な手当がなされているであろうこと<sup>15)</sup>、また、受取人変更権を排除する旨の約款規定を保険者が積極的に設けようとする際には、約款の審査権限を有する主務官庁が、契約の性質上適切か否かを考慮して審査するであろうと推測される。これらの事情を勘案すると、一般論としては、保険金受取人を画一的に定めている約款規定に基づいて保険契約を締結したというだけでは、保険法43条1項が定める保険金受取人変更権を排除する合意がなされたと見てよいか疑問が残ることがあり、そのような契約の締結に際して、保険契約者が法律上の受取人変更権を自発的に放棄したと解することも慎重であるべき、ということになる。

## 5 保険契約者の死亡と相続人による受取人変更権の行使

保険契約者が保険金受取人の変更をしないまま保険事故の発生前に死亡し

---

注(7) 491頁注100は、受取人の指定が行われていない場合に保険契約者の自己のためにする保険契約になるとする伝統的見解とは異なり、保険契約者が保険金を相続債権者の引当財産としておくことを積極的に意図していると解することは一般に困難との評価に立ち、特段の事情のない限り、相続人を受取人と指定した他人のためにする生命保険契約が成立したと解釈している。

13) 山下友信『保険法 下巻』296頁注300(有斐閣、2022年)。

14) 萩本編著・前掲注(10) 179頁。

15) 受取人の変更権を明文で排除する約款規定の例は、日本生命保険 生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務【第4版】』414頁(金融財政事情研究会、2023年)。

た場合には、保険金受取人が確定する旨を定めた旧商法675条2項を保険法において廃止したことにより、保険契約者が保険事故の発生前に死亡したときは、保険契約者の地位を承継した相続人が保険金受取人の変更権を有すると解されている<sup>16)</sup>。

これらの考え方に従うと、保険契約者と被保険者が別人であって、死亡保険金受取人の定めがない契約においては、死亡保険金受取人は保険契約者ということになり、この保険契約者が保険事故の発生前に死亡したときは、保険契約者の法定相続人が、死亡保険金受取人の変更権を行使して新たな保険金受取人を定めることができる。その一方、新たな受取人が定められるまでの間は、保険契約者の法定相続人の全員が、保険法46条の定めに基づいて保険金受取人となる。

受取人変更権の相続による承継は相続法の規律に従う。このため、保険契約者の法定相続人が複数名あるときは、受取人変更権は、保険契約者の地位にかかる遺産共有（898条1項）を前提として準共有（民法264条）状態に置かれ、受取人が変更される前の保険金請求権が誰に帰属しているかを問わず（保険契約者の相続人が受取人となっている場合に限られない）、受取人変更権の行使は準共有物の変更（民法251条1項）にあたるとして、契約者の相続人たる準共有者全員の同意を要することになろう。

## 6 受取人変更権の相続承継と保険契約者死亡後の新たな利害関係

保険契約者の死亡による受取人変更権の相続承継に関して、大塚教授は、民法の第三者のためにする契約において、受益の意思表示があった場合、要約者の側に相続があっても、相続人は既に形成されている受益者の確定的権利を変更することはできないことを挙げて、対価関係は当初の要約者（保険契約者）の利害関係のみを基礎に置く、という方針を維持することにも一定の合理性があった<sup>17)</sup>、と指摘する。その上で、旧商法675条2項が削除され

16) 萩本編著・前掲注(10)179、180頁。

17) 大塚英明「保険金受取人の指定変更と対価関係の形成に関する覚え書き——旧商法675条2



た理由のうち、契約者の相続人が変更権を行使できないとしたところで契約を解除して解約返戻金を取得する方法を採ることができ、保険金受取人の権利の空洞化を阻止できないことを挙げることを指して、民法539条により受益者が請求権を喪失することを批判するのは的外れであるという<sup>18)</sup>。そして、旧商法675条2項の削除により、保険契約者の死亡により、契約者の相続人が受取人変更権を相続することが許容される結果、新たな変更権者が独自の経済圏、利害関係圏の中で自由に受取人を指定・変更するすることができ、その権利の行使に際して被相続人の思惑による拘束を受けるものではないこと、他方、死亡保険金受取人の変更につき要求される被保険者の同意（保険法45条）の規律をいかに及ぼすかが未解明である<sup>19)</sup>との問題を提起した<sup>20)</sup>。

この指摘を受けて、金尾教授は、保険契約者の死亡により受取人変更権が承継される場合のうち、契約者の地位が相続されただけで新たな保険契約者が登場するというだけでは、保険法38条、45条、47条の定める被保険者の同意は不要であるため、新たな契約者が関わるモラルリスクの排除に問題が残ること<sup>21)</sup>、新たな契約者の下で対価関係を精査することで規律の不備を代替する可能性があることを指摘した。

旧商法675条2項が削除された主な理由は、保険契約者の地位を承継した契約者の相続人は、承継された保険契約の保険料支払義務が残っている限り、契約を存続させるためには保険料の支払義務を受け継ぐ必要があり、他方、その契約において被保険者を変更することはできないという制約の下で契約を維持する価値を見出さない場合には、保険料の支払を止め、あるいは積極的に契約を解約する自由があるので、契約を活かすという選択がなされるためには受取人変更権を承継させることが適当である、ということである。被

---

項の削除の真意を解明するために——」保険学雑誌656号216頁（2022年）。

18) 大塚・前注232頁。

19) 大塚・前掲注（17）234頁。

20) 大塚教授の問題提起は、本文にまとめたほかにも、受取人変更権の一身専属性をめぐる学説史の検討、受取人変更権の経済的価値を承認する可能性等にも及ぶ。

21) 金尾悠香「指定変更権の相続制限の廃止」保険学雑誌661号47頁（2023年）。

保険者としては、保険法58条に基づき、信頼関係が損なわれる場合や親族関係の終了など被保険者の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合には、保険契約者に対して契約の解約を請求することができることとされているので、新たな契約者の下で同意の基礎となる事情が著しく変更したこと（58条1項3号）を、契約者の相続が生じた事案に関して柔軟に解釈することで解決を模索することも考えられよう。

## II 保険法42条の法意と制度趣旨

### 1 保険法42条と受取人の保険金請求権の発生する法的根拠

保険法42条は、旧商法675条1項本文の規律を実質的に維持して、保険金受取人は当然に生命保険契約の利益を享受する旨を定めている。第三者のためにする生命保険契約は、民法537条以下に定める第三者のためにする契約であると解され、旧商法675条1項及び保険法42条は、そのような理解を前提にして定められたものである。

生命保険契約においては、受益者が諾約者に対する給付請求権を取得するためには受益の意思表示が必要であると定める民法537条3項の原則を修正し、保険法42条は、保険金受取人は受益の意思表示をしなくても保険金請求権を取得することを意味するために、「当然に…利益を享受する」を定めた<sup>22)</sup>。同条の趣旨としては、保険金受取人が保険金を受け取らないことは通常は想定されないから、という説明が与えられることが多く、加えて、保険事故が発生した後に受益の意思表示をすることができるか疑義があるため<sup>23)</sup>、とも指摘される。

かくして、生命保険金受取人が保険金請求権を取得するためには、次の要

---

22) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』（有斐閣、1980年）、西嶋梅治『保険法〔第3版〕』（悠々社、1998年）、山下友信『保険法（下）』332、333頁（有斐閣、2022年）。

23) 中間試案補足説明、前掲注（11）20頁。

件を満たすことが必要になる。①有効な生命保険契約の成立、②その契約において、保険金受取人として定められること、または、その契約の成立後に、保険契約者（またはその相続人）の受取人変更表示（有効な遺言によるものを含む：保険法44条1項）により、保険金受取人とされ、適法に保険者に対して通知されること。

以上の要件を満たせば、保険金受取人は受益の意思表示をしなくても、保険法42条に基づき、受取人の元で、少なくとも保険事故発生前の条件付き保険金請求権が、契約締結時の指定については契約の効力発生時に、また、契約途中の受取人変更の場合には、受取人変更の効力発生時に取得される。ここまでについて争いはないと思われる。

## 2 受取人の意思を問わずに当然に確定的に利益を享受するか

ここで問題となるのは、受取人における保険金請求権の発生を、受取人の側でコントロールすることができるか否かである。一部の学説は、保険法42条が、保険金受取人は当然に契約の利益を享受する、という文言に依拠して、保険金請求権は受取人の意思とは関係なく法律の規定に根拠を置いて発生するものと理解し、民法の定める第三者のためにする契約とは、この点において大きく異なるという<sup>24)</sup>。この見解は、保険法42条を民法537条3項の特則であると理解する際に、受益の意思表示が権利発生要件であることの特則と捉えるだけでなく、第三者の意思を問わずに、法律の規定のみを根拠にして権利が発生することを定めたものと理解している。

## 3 保険金受取人による権利・利益の放棄

他方、多くの学説は、受取人は、第三者のためにする保険契約上の利益を放棄することは差し支えないと解している。この立場に立つ学説の中でも、表現には多少のばらつきがあるが、多くの学説は、契約の利益を享受しない旨を表示し、受益を放棄することができるのは、保険事故の発生時までであ

---

24) 西原慎治『射倅契約の法理』361頁（新青出版、2011年）。

ると説く。受取人が取得する保険金請求権は、保険事故の発生前は保険事故の発生を解除条件とする条件付き債権であるのに対して、保険事故の発生により条件が成就すると、保険金請求権が確定的に発生すると解されることが、その理由とされる。保険金受取人の変更は保険事故が発生する時まで許される旨を定めた保険法43条1項を根拠に挙げる説もある<sup>25)</sup>。

#### 4 保険事故発生後に受益しない旨を意思表示することの可否

他方、受取人は、受益の承認の意思を明示的または黙示的に表示していない限り、保険事故の発生後であっても受益しない旨の意思表示をなすことができる旨を主張する学説もある<sup>26)</sup>。事故発生によって保険金請求権が具体化することと、保険金受取人の権利取得及びその拒絶とは面を異にする問題である、というのがその理由である。

本稿もまた、受益しない旨の意思表示は保険事故の発生後にもなされ得るものと解する。そして、そのことは、第三者のためにする契約の法理を下敷きにした保険法42条の解釈とも整合すると考える。つまり、保険法42条は、第三者のためにする生命保険契約には、受益者が受益の意思表示をなすことが受益者の権利の発生要件であること、また、受益の意思表示をした時に第三者の権利が発生する旨を定めた民法537条3項が適用されないことを定めたものである。その立法趣旨は、受取人に指定された者は、通常、保険契約上の利益を享受する意思を有すると立法者が判断し、受取人の合理的意思を法律上推定したものと理解されるべきである。その上で、受取人の指定時から受取人の権利、特に保険法の下では、受取人の介入権（保険法60条2項）を取得させることが保険契約者の合理的意思にも合致していると解されることに鑑み、別段の意思が表示されない限り、保険金受取人は保険契約上の利益を享受するとの前提で、保険金請求がなされるまでのデフォルトの法律関

25) 遠山優治「保険法における保険金受取人の権利——その取得と放棄について——」保険学雑誌613号109頁（2011年）。

26) 中村敏夫「保険金受取人の受益の拒絶」『生命保険契約法の理論と実務』201-205頁（保険毎日新聞社（1997年））。

係を明確化することにある、と解すべきである。

## 5 権利放棄の意思表示に関する裁判例

この問題に関しては、大阪高判平成11年12月21日金判1084号44頁及び、その原審である京都地判平成11年3月1日金判1064号40頁が、被保険者の死亡により保険金請求権は確定的となり、受取人はこれを通常の債権と同様に処分し得るから、受取人がこの請求権を放棄すれば請求権は確定的に消滅すると判示した。さらに、判旨は、「…Xらは、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険契約者の合理的意思を考えて保険契約者が保険金受取人となる保険契約に転化する旨主張する。しかし、いったん保険金受取人に帰属した請求権が、その放棄により死者に帰属することとなると解する法的根拠は明らかでなく、右見解は解釈論の限界を越えるものであって、その主張は失当というほかない。」と述べており、受取人の地位が保険事故発生時まで遡及的に失われ、契約者の自己のためにする契約になるという解釈を否定した。なお、この事案では、受取人が死亡保険金請求権を放棄したとの事実が与えられているだけで、権利放棄に至る事情や意思表示がなされた方法、相手方などは判文からは明らかでない。

また、大阪高判平成27年4月23日 Lex-DB 25541240では、受取人が保険者の担当者から本件保険契約に基づく死亡保険金請求手続を行うことを勧められたがこれを拒否し、さらに、平成25年6月5日付けで、『保険金を請求するつもりもなければ、譲渡するつもりもありません。』などと記載した本件回答書面を保険者に送付した事案において、受取人が、本件保険契約に基づく死亡保険金を請求する意思のないことは認められるが、訴訟告知を受ける等してもなお本件保険契約に基づく保険金を請求する態度を示していないことを考慮しても、受取人において、上記保険金請求権を確定的に放棄する旨の意思表示を行ったものとまで解することは困難と判断し、将来において、〔受取人〕が意向を変更して、本件保険契約に基づく死亡保険金の請求手続をした場合や、同人らの債権者が上記保険金請求権を差し押さえた場合、さ

らには、債権譲渡や相続等により上記保険金請求権を取得した者が請求手続をした場合等において、被控訴人が上記保険金の支払を拒否しうる根拠は見出し難い、とした。

他方、仮に、受取人が保険金請求権放棄等の意思表示をしたとしても、同人らの有していた死亡保険金請求権が保険契約者兼被保険者 A の相続財産に帰属するとする主張は認めず、「保険事故発生前に、保険金受取人が抽象的な保険金請求権を放棄した場合は、当該保険契約は、保険金受取人の指定のない契約として、保険契約者自身が保険金受取人となる（自己のためにする保険契約となる）ものと解することができるが、保険事故発生後は、保険金受取人の保険金請求権は具体化し、保険金受取人は、具体的な金銭債権である保険金請求権（債権の一般原則通り、債権の放棄を含め、債権者が自由に処分できる権利）を確定的に取得し、他方、保険契約者は、既に保険契約に対する何らかの処分をすることができなくなっているのである。保険金受取人が金銭債権である保険金請求権を放棄したとしても、保険契約者のした保険金受取人指定の効力が遡って失われるとする法律上の根拠が存するものではない。」と判示した。

ここでも、保険契約者が保険契約の処分権を失い、保険金受取人が保険金請求権を確定的に取得した後に生じた事由により、保険金受取人の指定の効力を遡って喪失させ、保険契約者の相続財産に保険金請求権を帰属させるような意思表示をしていると解することは困難であるとされ、保険金受取人が保険金請求権を放棄等した場合に保険契約者を保険金受取人とするのが、必ずしも契約者の合理的意思に合致するとも解し難い、とされている。

## 6 裁判例の検討

以上の裁判例では、保険事故の発生により、死亡保険金請求権を確定的に受取人が取得したとの前提に大きな比重を置いて立論されている。この解釈を超える方策を探るためには、保険金受取人が放棄したことにより、自己のためにする保険契約になるとする契約者の合理的意思解釈を、比較法研究を

積み上げて補強する<sup>27)</sup> という方法もあるとしても、むしろ、保険事故の発生後に、受取人が遡及的に権利を放棄することができるための法律構成を示して正当化することが必要であると考えられる。この観点から、広瀬教授は、受取人が受益を放棄した場合には、自己のためにする生命保険契約になるとする立場を正当化するには、難点を乗り越えるべく検討すべき論点が複数あると指摘する<sup>28)</sup>。

第一に、受取人が権利の放棄によって遡及的にその権利を放棄することは、保険金請求権の帰属者を保険金受取人指定時まで遡らせて保険契約者とすることを認めない限り難しく、保険契約者の合理的意思解釈として無理がある<sup>29)</sup> と批判される。民法の解釈論においても、受益の意思表示を不要とする特約を付した上で、放棄の意思表示をなす可能性を認めることにつき、遡及効を有する放棄を認めるか否かにつき争いがある<sup>30)</sup>。しかし、受取人が権利を放棄する実質的理由が、保険契約の締結当初から、または、受取人の指定された当初から保険金の受給に支障があると考えていたとは限らない。契約の存続中に事情が変更したことにより、契約者と受取人との対価関係の変動が生じたことにより、事後的に保険金の受給に支障を覚えるに至った場合には、対価関係の変動時まで遡って受益を放棄することを認めるのが、関係者の実態認識に最も適合する。

次に、保険契約が他人の生命の保険であるとき、保険事故の発生後は保険金受取人の変更につき被保険者の同意（保険法45条）を得ることができないため、受取人変更の効力を生じさせることができない<sup>31)</sup> という。

まず、この問題は、他人の生命の保険に特有の問題であることと、被保険者の死亡時に、被保険者の同意によってモラルリスクをコントロールすると

---

27) この見地からの労作は、笹本幸祐「生命保険契約の保険金受取人の権利取得と放棄再論」生保論集196号123頁（2016年）。

28) 広瀬裕樹「生命保険契約における保険金請求権の放棄」生保論集207号101-108頁（2019年）。

29) 山下典孝・判批、判評686号174頁（2016年）。

30) 中田裕康『契約法 新版』176、177頁（岩波書店、2021年）、渡辺達徳編集『新注釈民法（11Ⅱ）債権（4）』128-131頁【新堂明子】（有斐閣、2023年）。

31) 広瀬・前掲注（28）102頁。

いう規制手法自体が不可避免的に抱える限界の問題でもあり、被保険者が死亡してから、事後的にモラルリスクの問題が生じたことが判明した場合に、既存の法理によっていかに対処すれば足りるかを考えれば良く、被保険者の死亡後に保険法45条が適用可能であると解すること自体に問題がある。

また、最判昭和40年2月2日（民集19巻1号1頁）によれば、保険事故発生時において被指定者を特定し得るために、相続人を受取人と指定したことを有効と解しており、保険事故発生時に特定された被指定者を後に遡及的に自己のためにする契約に変更することと馴染まない<sup>32)</sup>とも批判される。この点は、保険法の下では介入権者が契約期間中常に定まっていなければならないから、権利の放棄は遡及することができない、という遠山優治氏の批判<sup>33)</sup>と通じるものがある。しかし、まず、受取人が保険事故の発生前に介入権を行使したときは、保険法42条との関係では、積極的に受益の意思を表明したものと解する可能性はあるから、その者が後に受益しない旨の表示をすることは許されないと解するなら、介入権行使者の地位については法的安定性を損なわない。契約当初から介入権の行使権者が特定される必要があるという理由は、介入権を行使し得るものが特定されていれば法目的は達せられ、介入権を有する者から受益を放棄する機会を奪わなければならない、というほどに両者が両立し得ない規律になるとは考えられない。後述のように、対価関係の事後的な変動に応じて、受取人とされた者が受益するかしないかの意思が異なり得ることを尊重すれば、契約の維持に向けて介入権を行使する意思表示が当然に受益の意思表示を含むと解する必然性はなく、筆者はこの考え方に傾くものである。

また、遠山氏は、保険金受取人の変更は保険事故発生時までと解する根拠条文に保険法43条を挙げるけれども、同条1項の名宛人は保険契約者であり、2項と併せて読むと、受益しない旨の受取人の意思表示による受取人の変動には同条1、2項の適用はなく、保険者の弁済保護に同条3項のみを類推適

32) 広瀬・前掲注(28)103頁。

33) 遠山(優)・前掲注(25)109頁。



用するという解釈があり得る。さらには、受取人が受益しない旨の意思表示したことにより死亡保険金受取人が不在となったときは自己を死亡保険金受取人とする、という契約者の合理的意思に基づく条件付の受取人変更表示は、その意思が契約締結時に存在し、その時点で黙示的かつ補充的に表示され、そうした合理的意思の存在を知り得る立場にある保険者に到達していたと解することが、受取人不在の場合を広く含み得る自己契約説と43条1項の整合性を取るための素直な解釈であろうから、43条1項に反するという解釈にも疑問がある。

契約者兼被保険者の相続人が受取人として指定されているときは、当初から被保険者の相続人に当たることがほぼ確実な者と、実際に被保険者の順次の相続人であって、保険事故の発生が近くなってから受取人になるような、やや関係の遠い親族たる相続人があり得るのであって、そうした、やや関係の遠い相続人が、受益するか放棄するかを選択する機会を与えられずに自動的に権利を取得させられることにも問題はあり、保険法42条の下でなし得る利益衡量を軽視し、その文言を偏重して受取人の事情を酌む場を用意してこなかったからこそ、受益の放棄という論点が顕在化したのではないか、ということにも思いを致す必要がある。

## 7 受益しない旨の意思表示について—私見

保険法42条の法意については、保険金受取人の通常の合理的意思を法定することで、受取人が受益の意思表示をしないままでも、保険金受給権が受取人に、その指定又は受取人変更の効力が発生した時点から帰属するという法律状態が生じるけれども、それを超えて、受取人が取得することになる保険金請求権がいつ確定的に発生するかについては、保険法42条は定めていないものと解することになる。具体的には、受取人が取得する保険金請求権は、保険事故が発生するまでは条件付き債権であり、保険契約者によって受取人の変更権が留保されているときは、受取人が変更されることを解除条件とした債権でもあるが、これに加えて、保険金受取人もまた、保険金請求権を享

受するか否かの選択権を有しており、第三者のためにする契約の一般論に従い、受益者たる受取人が受益しないとの反対の意思表示をする相当の機会を確保するという観点から、受益しない旨の意思表示がなされたときは、受取人は、保険事故の発生後に、受益しない旨の意思表示をすることにより自己への権利帰属を阻止することが許され、この場合には、この者を受取人から除外して保険金受取人が最終的に決定される。反対に、保険金受取人が異議なく保険金の支払を請求することをもって、受益の意思があることが確定的に確認され、保険金請求権を遡及的に発生しなかったものとして扱う障害がないこととなり、権利として確定する、ということになる。

なお、民法の原則通り、受取人が受益の意思表示をなすことを要とした場合につき、受益の意思表示が形成権であると解されることの帰結として、受取人による受益しない旨の意思表示はいつまでになされるべきか、という問題がある。一般論に従い、形成権の消滅時効を考えるとすれば、条件または始期の特約が付されていない限り、契約の成立（受取人指定）を知った時（主観的起算点）から5年、契約が成立した時（客観的起算点）から10年となる、というのが素直な解釈であろう<sup>34)</sup>。ただ、10年を超える契約が相当な割合を占める生命保険契約について、単発的な給付を目的とする契約を想定したと思われる一般原則通りの消滅時効期間を妥当させるのは支障が大きい。消滅時効の一般論に整合するかの検証に堪えるかどうかの問題が残るけれども、利益衡量から考えれば、受益の意思表示を不要とした保険法42条が受取人の合理的意思を定めたことと併せて、民法の原則通り、受益しない意思を表示する形成権の行使については、現実的にその必要性が生じた時が主観的起算点及び客観的起算点である、という解釈を持ち込んで、通常の消滅時効期間を超えて存在するという特殊性を有する長期契約である生命保険契約においては、受取人の具体的な金銭債権が発生し、権利を行使するか否かの判断を迫られる保険事故発生時までは形成権の消滅時効は起算しないと解するのが合理的な解決法であると思われる。

34) 渡辺達徳編集『新注积民法（11Ⅱ）債権（4）』・前掲注（30）132頁。

全体として、以上のような解決を望ましいと解する実質的な理由は、保険契約者が保険者との対話を通じて形成された、将来の扶養への備えなどの動機に基づいて一方的に設定した対価関係に基づいて、保険金請求権が受取人に割り当てられるとき、受取人の立場から、そうした対価関係の当否や、保険契約者兼被保険者の死後の受取人をめぐる人的関係、財産関係からみて、扶養ないしそれに類似した贈与の給付を受給することが自己にとって望ましいか否かを判断する機会を得ること、そのことこそが、権利であっても押しつけられることはない、という民法の一般原則との関係で相応の保護を受ける必要があると解することにある。一方的贈与を人間関係が破綻しているから受益しないというときは、保険給付を受ける対価関係がないこと、または、対価関係は成立し得るとしてもそれを受け取りたくない事情があると評価できる。このとき、他に対価関係のある者による受給を否定しないとしても、その受給に積極的な協力をしないときは、親族間の扶養に抽象的に備えて保険に加入したという契約当初の契約者意思に戻ることになる。

契約当初のアレンジがその後の推移に追いつかないとき、保険法の対処は、受取人変更権の付与、つまり、保険料の出捐者であり、保障の必要性を最もよく判断し得るものとして契約者の意思を尊重した。受取人の側にも、その最適化、調整のための役割を認めていく法理論的な可能性があることが明らかになったと思う。

契約当初に想定した扶養目的給付に変動なしと契約者が判断しており、客観的にもそれに対する調整の必要性を認めがたいときは、契約者意思を尊重すべきである。

### Ⅲ 第三者のためにする生命保険契約における対価関係

以上の検討から、保険契約者と受取人の間に観察されるべき対価関係については、対価関係を保険法の定める規律においてどのように解釈論の中に取り込むことができるか、利益衡量の背後に控えているかを掘り下げて検討す

る可能性を追求する余地があることがわかる。

保険契約者と保険金受取人との対価関係がどのようなものであるかは、契約締結段階では、選択された保険契約の商品構成と、保険契約者の年齢、契約締結時の家族構成を背景としつつ、以上に見たような受取人との続柄の記載を保険者が求めていること、また、保険者が求めている情報の範囲を手がかりとして、そこから窺知する可能性があろう。反対に、それらの事情を超えてさらに事細かな事実を探索して、契約締結時に念頭に置かれていた対価関係を明らかにすることについては、対価関係は契約の効力とは関係がないと整理されていることとの関係では、それが特に必要とされるような場面でない限り難しい面もあろう。

例えば、年齢も若く社会人経験の浅い顧客が、死亡保障を含む長期の生命保険契約を締結するときは、婚姻して家族を持つ具体的な見込みがはっきりしなくても、法定相続人を受取人とするか、それが抽象的な指定であって受け入れられない場合には、仮に親などを保険金受取人として長期の生命保険契約を締結する例が少なくないと推測される。このように、さしあたりのつもりで、当面の法定相続人である保険契約者の親を保険金受取人とする契約について、契約締結時における対価関係は抽象的に贈与がなされたと考え、契約者の主観よりも早く保険事故が生じて、当面の受取人と指定した被保険者の親に保険金が支払われる場合でも、対価関係がないなどと考えてこなかったのではなかろうか。

これとは異なり、親族の中でも特定のものとの信頼関係が特に強いとか、経済的な依存関係が強いなどの事情があり、契約者において対価関係について確固たる考え方の下に契約が締結されるケース、また、契約の締結後に生じた人間関係を背景に、強い意思の下に保険金受取人が変更されるケースもあろう。さらには、内縁その他の（多様な性自認が関わることもある）パートナー関係、特別な親交、継続的な介護、介助などのつながりを経ていること、または、そのような関係が継続されることがある程度 of 了解の下で期待されているなど、保険者が典型的に想定する親族間の生命保険に収まらない

ようなケースもあるように思われる。こうした場合には、続柄だけでは対価関係の中身を容易に窺い知ることができず、受取人の定めを変更するよう求められるか、そうでなければ、保険者が契約の諾否を判断するために一定程度の聴き取りを試みて、そうした対価関係を背景とすることが保険制度の健全な利用の観点から、契約締結時の諾否の判断に際しては個別に実質的な判断を迫られることになるのであろう。

こうした事情は、対価関係を実質的な贈与として理解する限りにおいては、贈与の動機に過ぎないものと従来は考えられてきたであろう。しかし、筆者の理解では、対価関係が失われた、損なわれたとして、被保険者の死亡に対する保険給付につき、保険金受取人と保険契約者の相続人の間で不当利得関係が生じるか否かを考えるに当たっては、受贈者の贈与者に対する背信的行為、忘恩行為があるかという観点からの検討<sup>35)</sup>に加えて、夫婦関係、親子関係の解消により当然に対価関係が失われたと見え、また、財産分与や養育費の支払義務やその履行状況などから、そうした金銭給付の担保または代物給付として対価関係を捉える可能性もあるように思われる。契約締結当初の計画により扶養関係またはこれに準じる関係（法定扶養に限らず、親族間で期待される扶養・養育・介護などの契約が締結される可能性を含めて良い）に基づく義務の履行に充当する目的が観察されるときは、特定の保険金受取人に対してだけ保険金が支給されることが経済的には扶養料の偏頗弁済といえるような状況も考えられ、義務的な側面に着目することにより、対価関係の実質に即して、不当利得ないし特別受益の持戻しによる保険給付の再分配を構想する糸口になるものと考えている。

なお、藤田説においては、扶養義務関係を対価関係とする主張は妥当ではないとされる<sup>36)</sup>。扶養義務が認められない相手について何らかの説明を与えなければならず根本的解決になっておらず、また、扶養義務のある相手を指

35) 日本保険学会令和4年度大会共通論題「生命保険契約における『対価関係』の考察」・前掲注(1) パネルディスカッション101頁(洲崎博史発言)(2023年)。

36) 藤田・前掲注(2) 1056、1057頁。

定した場合でも、保険金額が巨額の場合は全部が義務の範囲内とは言い難く、対価関係は一部が扶養、残部が無償処分となり、かえって複雑な説明になるからであるという。しかし、生命保険給付は定額保険給付であって、公序良俗に反するような、広義の利得禁止原則に反しない限り、法定扶養義務の範囲を超えて扶養関係の費用を負担するための保険給付を約定することに法律上の制約はなく、保険事故の発生時に扶養義務が生じる状況であるか、どの範囲で扶養義務が生じるかを精査するまでもなく、扶養にかかる費用の支払いに充当すること、費用の過不足は調整しないことなどを契約者の合理的意思として対価関係の内容を肉付けすることを妨げないと解される。したがって、当該親族の財産関係等からみて、親族間の扶養と結びつけることが到底考え難いような極端なケースでなければ、扶養の対価と無償給付に分けて説明することは要しないと考えられる。

そして、生命保険金につき特別受益の持戻しを認める基準につき判示した最判平成16年10月29日（民集58巻7号1979頁）が、民法903条の類推適用により生命保険金が特別受益に準じて持戻しの対象となる特段の事情につき、保険金額の遺産総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人の関係、各相続人の生活実態などの諸般の事情を総合考慮して判断する、と述べているのは、以上に述べたような対価関係の理解を相続法の解釈論として表現したものと理解することができる。

死亡保険金が、実質的にみて、将来の扶養に備えた贈与の趣旨で締結された契約から生じるものであるときは、その後、現実には扶養を要しないことが明らかになった場合でも、将来の扶養に備える趣旨で行われた贈与の効力は、当然には否定されない。受取人の側で実質的な扶養給付を必要としない場合に、給付保持力を実質的に否定するための理屈が必要となる。被保険者の死亡するまで、法律上または親族関係から事実上の扶養を請求し得たはずの側においても、扶養義務者に対して扶養義務の履行を求めることができるまでの事情は、保険給付を保持するために必要ではない。

受取人が不在となった後も、契約者が保険料の支払を継続し、又は保険料一時払いの契約を解約せず、保険者も保険料を受領し続ける状況において保険事故が発生した場合には、契約者の合理的意思として、受取人の定めがない死亡保険契約として扱われる結果、自己のためにする死亡保険契約となり、死亡保険金は保険契約者の相続財産に帰属するものと解すべきである。保険者が、保険契約における保険金が不在になったことを知った後、新たな受取人の指定を求める通知をせず、または、受取人による受益の放棄の後、催告の期間を待たず、契約失効にも至らない状況の間は、保険者は、契約目的の達成が不能になったと主張することはできず、契約を解約するよう求めることは認められない。

## 結びに代えて

ここでは、近時の新たな問題提起に応答するための準備作業として、生命保険契約における保険金受取人の法的地位に関する問題提起を行った。これらの問題提起には、学説上批判されているものが多く、この先も、筆者なりの分析と解釈論の提示を続けていく必要性があり、ここで取り上げた以外にも解釈上の問題点が多数存在する。引き続き検討の機会を得ることにしたい。